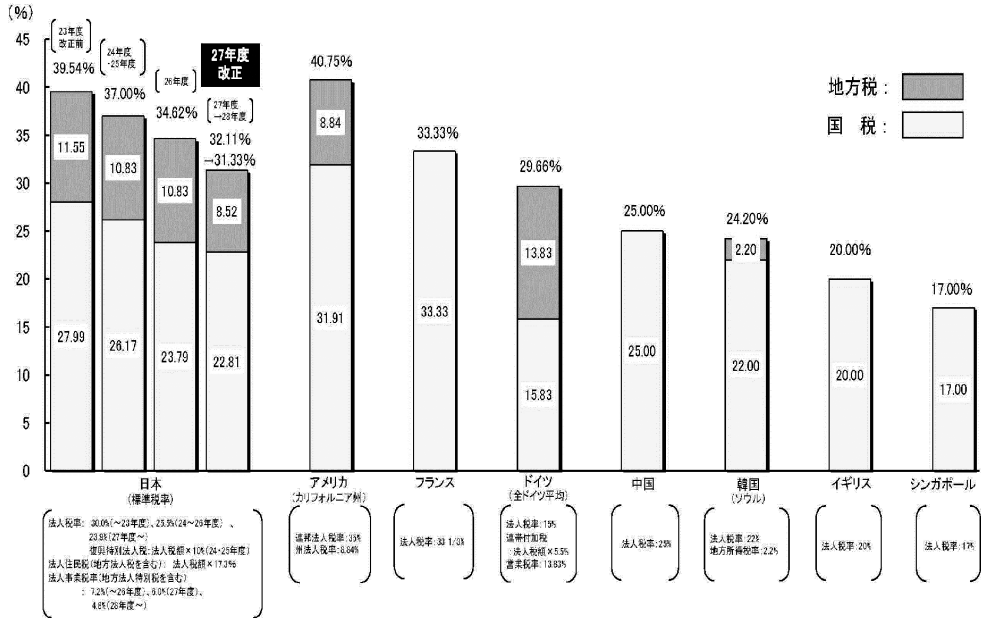


図表V-1 法人の公的負担水準（法人所得課税，社会保険料）の国際比較

(1) 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2015年4月)



- (備考) 1. 上記は法人所得に対する税率。なお、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、国・地方それぞれの税率を合計している。
2. 日本の地方税のうち法人事業税（地方法人特別税を含む。）については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値制及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税〔税額の17%〕）・市税（8.85%）を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
4. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税（法人税額の5%）が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された（2014年以降の税率は法人税額の10.7%）。なお、法人所得課税のほか、国土経済税（地方税）等が課される。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率395%（2013年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示している。
6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60:40）である。
7. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、資本金額及び従業員数に応じた住民税（均等割）等が課される。

(資料) 財務省

(注) 東京都の法人課税の実効税率（国・地方合計）は、26年度35.64%から平成27年度33.06%（△2.58%）

平成28年度32.26%（△3.38%）に引き下げられた。